

早期退職者の募集及び認定結果の公表

令和8年4月1日

瀬戸旭看護専門学校組合
管理者 瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸旭看護専門学校組合職員の退職手当に関する条例（昭和50年1月17日条例第7号）が準用する瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）第10条第1項第1号の規定に基づき、令和7年度に実施した早期退職希望者の募集及び認定について、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を下記のとおり公表します。

記

- 1 募集実施要項
別添のとおり
- 2 認定を受けた応募者の数
1人

瀬戸旭看護専門学校組合職員早期退職募集実施要項

令和7年8月20日

対象職員各位

瀬戸旭看護専門学校組合
管理者 瀬戸市長 川本 雅之

今般、組織の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、瀬戸旭看護専門学校組合職員の退職手当に関する条例（昭和50年1月17日条例第7号）が準用する瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）第10条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職者の募集を行います。

1 募集の対象

瀬戸旭看護専門学校組合に勤務する者のうち、瀬戸旭看護専門学校組合職員の給与に関する条例（昭和50年7月2日条例第10号）の適用を受ける教育職の職員（ただし、派遣職員を除く。）で、令和8年3月31日時点において「勤続11年以上」かつ「50歳以上59歳以下」の者

ただし、次の(1)又は(2)に該当する職員は応募することができません。

- (1) 令和8年3月31日までに定年に達する職員（※退職すべき期日又は退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者）
- (2) 令和7年9月1日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年9月1日から令和7年11月28日まで（募集の期間）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

2名

3 募集の期間（応募受付期間）

令和7年9月1日（月）から令和7年11月28日（金）午後5時15分まで
※募集期間終了前であっても、応募者数が上記2の募集人数に達した時点で募集の期間は満了となります。

※募集期間内で応募者数が上記2の募集人数に達しない場合は、募集期間を延長する場合があります。

4 退職すべき期日

令和8年3月31日（火）

※ただし、応募者の同意を得て、退職すべき期日を繰り上げ、または繰り下げる場合があります。

5 応募の手続き

- (1) 応募する場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(様式第1号)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、事務長を経由し、管理者へ提出してください。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付します。
※令和7年12月26日(金)までに通知します。
※以下の場合には不認定となります。
 - ① この募集実施要項に適合しない場合
 - ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式第2号)を応募申請書と同様の方法で提出してください。

6 特例措置

- ・ 本募集の早期退職者に認定され退職した場合は、自己都合退職の扱いとならず、退職手当の基本額は減算されません。
- ・ 上記のほか、令和8年3月31日時点において、勤続期間が20年以上の方は、定年前早期退職者に対する特例措置(割増の適用)があります。
- ・ 退職手当の支給率は、退職者の勤続年数に応じた定年退職と同率となります。
- ・ 支給される退職手当の概算額については、瀬戸市人事課へお問い合わせください。

7 本件に関する相談先

瀬戸旭看護専門学校組合事務所 担当：事務長 水野

(参考)

日程	期間・期日
募集期間	令和7年9月1日(月)～令和7年11月28日(金)
認定・不認定通知	令和7年12月26日(金)までに通知
応募取り下げ期間	令和7年9月1日(月)～令和8年3月31日(火)
退職すべき期日	令和8年3月31日(火)

第1号様式

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 令和 年 月 日

(宛先) 瀬戸旭看護専門学校組合管理者

応募申請者



私は、瀬戸旭看護専門学校組合職員の退職手当に関する条例（昭和50年1月17日条例第7号）が準用する瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）第10条第9項の規定により、今般の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について

募集の期間	令和7年9月1日から 令和7年11月28日まで
退職すべき期日又は期間	令和8年3月31日
備考	

(注) 「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について

ふりがな		所属	公立瀬戸旭看護専門学校
氏名		職名	
級号給	給料表 []	級号給	
生年月日	昭和 年 月 日	年齢	歳

(注) 令和8年3月31日現在で記入すること。

※処理欄

受理年月日	令和 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

第2号様式（第3条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 令和 年 月 日

(宛先) 瀬戸旭看護専門学校組合管理者

取下げ申請者



私は、瀬戸旭看護専門学校組合職員の退職手当に関する条例（昭和50年1月17日条例第7号）が準用する瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）第10条第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について

募集の期間	令和7年9月1日から 令和7年11月28日まで
退職すべき 期日又は期間	令和8年3月31日

2 取下げ申請者について

ふりがな		所属	公立瀬戸旭看護専門学校
氏名		職名	

3 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	令和 年 月 日
退職すべき期日 又は期間	令和 8年 3月31日

(注)「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※処理欄

受理年月日	令和 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--